

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準（不利益処分関係）

		資料番号	8	担当課	土木管理課
法令名	採石法	根拠条項	33の12	不利益処 分の種類	認可の取消し等
<p>(認可の取消し等)</p> <p>第33条の12 都道府県知事は、第33条の認可を受けた採石業者が次の各号の1に該当するときは、その認可を取り消し、又は6箇月以内の期間を定めてその認可に係る岩石採取場における岩石の採取の停止を命ずることができる。</p> <ol style="list-style-type: none">1 第33条の7第1項の条件に違反したとき。2 第33条の8の規定に違反したとき。3 第33条の9又は次条第1項の規定による命令に違反したとき。4 不正の手段により第33条の認可を受けたとき。					